

独立行政法人自動車技術総合機構の保有する個人情報の公開に関する規程

制定 平成 17 年 3 月 14 日 規程第 21 号
改正 平成 25 年 2 月 4 日 規程第 7 号
改正 平成 28 年 3 月 31 日 規程第 45 号
改正 平成 31 年 4 月 23 日 規程第 6 号

(目的)

第 1 条 独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）の保有する個人情報の公開については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号。以下「法」という。）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 54 号。以下「施行令」という。）に定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

(開示、訂正及び利用停止請求窓口)

第 2 条 機構における法第 13 条の開示請求、法第 27 条の訂正請求及び法第 37 条の利用停止請求の窓口は、機構総務部総務課とする。
2 開示又は訂正若しくは利用停止請求の方法は、前項の窓口を開示又は訂正若しくは利用停止請求書を直接提出する方法又は同請求書を郵送する方法によるものとする。

(開示請求書等様式)

第 3 条 法及び施行令並びにこの規程において規定する開示、訂正、利用停止請求書及び通知書並びに意見書等の様式については、別表第 1 の種類ごとに定める様式による。

(開示文書の閲覧)

第 4 条 法第 24 条第 1 項の閲覧は、機構総務部総務課において行うこととする。
2 前項の閲覧時間は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。

(電磁的記録の開示方法)

第 5 条 法第 24 条第 1 項の電磁的記録の開示方法は、別表第 2 の法人文書の種別ごとに同表の開示の実施方法欄に掲げる開示の実施方法による。

(手数料)

第 6 条 法第 26 条第 2 項の手数料の額については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 54 号）第 18 条第 1 項の額と同額とする。
2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の法人文書を 1 件の法人文書とみなす。
(1) 一の法人文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接に関連を有する法人文書（保存期間が 1 年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）の集合物をいう。）にまとめられた複数の法人文書
(2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接に関連を有する複数の法人文書

(手数料の納付方法)

第 7 条 第 6 条の手数料の納付は、次によることとする。
(1) 開示請求において必要となる開示請求書（様式第 1 号）を第 2 条の窓口へ直接提出する場合にあっては、必要となる納付の額を現金又は郵便小為替によって納付すること。
(2) 場合にあっては、必要となる納付の額を為替（郵便局の定額小為替証書又は普通為替証書）にして、当該開示請求書等に添えて郵送すること。
2 法人文書の開示を受ける者は、手数料のほか郵送料を納付して、法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該郵送料は、郵便切手で納付しなければならない。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 25 年 2 月 4 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 31 年 4 月 23 日規程第 6 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 30 日の翌日から施行する。

別表第1

様式名	番号
開示請求書	様式第1号
他の独立行政法人等への開示請求事案移送書	様式第2号
行政機関の長への開示請求事案移送書	様式第3号
開示請求者への開示請求事案移送通知書(他の独立行政法人等)	様式第4号
開示請求者への開示請求事案移送通知書(行政機関の長)	様式第5号
第三者意見照会書(法第23条第1項適用)	様式第6号
第三者意見照会書(法第23条第2項適用)	様式第7号
第三者開示決定等意見書	様式第8号
開示決定等期限延長通知書	様式第9号
開示決定等期限特例延長通知書	様式第10号
開示決定通知書	様式第11号
開示の実施方法等申出書	様式第12号
開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書	様式第13号
開示しない旨の決定通知書	様式第14号
訂正請求書	様式第15号
他の独立行政法人等への訂正請求事案移送書	様式第16号
行政機関の長への訂正請求事案移送書	様式第17号
訂正請求者への訂正請求事案移送通知書(他の独立行政法人等)	様式第18号
訂正請求者への訂正請求事案移送通知書(行政機関の長)	様式第19号
訂正決定等期限延長通知書	様式第20号
訂正決定等期限特例延長通知書	様式第21号
訂正決定通知書	様式第22号
保有個人情報提供先への訂正決定通知書	様式第23号
訂正をしない旨の決定通知書	様式第24号
利用停止請求書	様式第25号
利用停止決定等期限延長通知書	様式第26号
利用停止決定等期限特例延長通知書	様式第27号
利用停止決定通知書	様式第28号
利用停止をしない旨の決定通知書	様式第29号
諮問書(開示決定等)	様式第30号
諮問書(訂正決定等)	様式第31号
諮問書(利用停止決定等)	様式第32号
諮問をした旨の通知書(不服申立人等)	様式第33号
個人情報ファイル簿(単票)	様式第34号

別 表 第 2

法人文書の種別	開示の実施の方法
1 文書又は図面 (2～4又は8に該当するものを除く)	イ 閲覧
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧
	ハ 複写機により複写したものの交付(※)
	ニ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
2 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧
	ハ 用紙に印刷したものの交付
3 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧
	ロ 印画紙に印画したものの交付
4 スライド (9に該当するものを除く。)	イ 専用機器により映写したものの閲覧
	ロ 印画紙に印画したものの交付
5 録音テープ (9に該当するものを除く。) 又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取
	ロ 録音カセットテープ(120分、タイプIノーマルポジション)に複写したものの交付
6 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴
	ロ ビデオカセットテープ(120分、VHS)に複写したものの交付
7 電磁的記録 (5、6又は8の閲覧に該当するものを除く。)	イ 用紙(A3判以下)に出力したものの閲覧
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
	ハ 用紙(A3判以下)に出力したものの交付(※)
	ニ フレキシブルディスクカートリッジ(フロッピーディスク、2HD)に複写したものの交付
	ホ 光ディスク(CD-R)に複写したものの交付

	<p>へ 幅12.7mmのオープンリールテープ（2400フィート型）に複写したものの交付</p> <p>ト 幅12.7mmの磁気テープカートリッジ（12.7mm幅MTC、DLT）に複写したものの交付</p> <p>チ 幅8mmの磁気テープカートリッジ（8mm幅MTC）に複写したものの交付</p> <p>リ 幅3.81mmの磁気テープカートリッジ（4mm幅DAT、DDS方式）に複写したものの交付</p>
8 映画フィルム	<p>イ 専用機器（映写機）により映写したものの視聴</p> <p>ロ ビデオカセットテープ（120分、VHS）に複写したものの交付</p>
9 スライド及び録音テープを同時に視聴する場合	<p>イ 専用機器により再生したものの視聴</p> <p>ロ ビデオカセットテープ（120分、VHS）に複写したものの交付</p>

保有個人情報開示請求書

年 月 日

自動車検査独立行政法人理事長 殿

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア、イ又はウに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 本部における開示の実施を希望する。 ＜実施の方法＞ <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他 (_____) ＜実施の希望日＞ _____ 年 月 日
イ 写しの送付を希望する。

3 手数料

手数料 (1件300円)		(請求受付印)
-----------------	--	---------

4 本人確認等

ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 (_____) ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等（法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (_____ 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 (_____)

<標準様式第1号②>

(説明)

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。

また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人による開示請求の場合には、法定代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。

2 「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている法人文書や個人情報ファイルの名称など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

3 「求める開示の実施方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法（本部における開示の実施の方法、本部における開示を希望する場合の希望日、又は写しの送付）について、希望がありましたら記載してください。

開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「保有個人情報開示実施申出書」により、別途申し出ることできます。

4 手数料の納付について

保有個人情報の開示を請求する場合には、保有個人情報が記録されている法人文書1件について300円を納付する必要があります。

郵便局で300円分の為替(定額小為替又は普通小為替)にして、この請求書に証書(定額小為替証書又は普通為替証書)を添えて提出してください。

5 本人確認書類等

(1) 窓口来所による開示請求の場合

窓口に来所して開示請求をする場合、本人確認のため、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第6条が規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、住民基本台帳カード、在留カード又は特別永住者証明書(これらの書類とみなされる外国人登録証明書)等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提出ができない場合は、開示請求窓口事前に相談してください。

(2) 送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り)を提出してください。なお、住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、開示請求窓口にご相談ください。

(3) 法定代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、法定代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。

法定代理人が開示請求をする場合には、法定代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り)を提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。

文 書 番 号
年 月 日

(他の独立行政法人等) 殿

自動車検査独立行政法人理事長

保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第21条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏 名： 住所又は居所： 連絡先： (法定代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____)
添付資料等	・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	(複数の行政機関の長、他の独立行政法人等に移送する場合には、その旨)

＜本件連絡先＞
自動車検査独立行政法人総務部総務課
(担当者名) (内線：)
電 話：
F A X：
e-mail：

文 書 番 号
年 月 日

(行政機関の長) 殿

自動車検査独立行政法人理事長

保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第22条第1項の規定により、下記のとおり移送します。


記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏 名： 住所又は居所： 連絡先： (法定代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____)
添付資料等	・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	(複数の行政機関の長、他の独立行政法人等に移送する場合には、その旨)

<本件連絡先>
自動車検査独立行政法人総務部総務課
(担当者名) (内線:)
電 話:
F A X:
e-mail:

文 書 番 号
年 月 日

（開示請求者） 様

自動車検査独立行政法人理事長 

保有個人情報開示請求に係る事案の移送について（通知）

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第21条1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の独立行政法人等において行われます。


記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の独立行政法人等	(独立行政法人等) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：

<本件連絡先>
自動車検査独立行政法人総務部総務課
(担当者名) (内線：)
電 話：
F A X：
e-mail：

文 書 番 号
年 月 日

（開示請求者） 様

自動車検査独立行政法人理事長 

保有個人情報開示請求に係る事案の移送について（通知）

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第22条第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関において行われます。


記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関	(行政機関) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：

<本件連絡先>
自動車検査独立行政法人総務部総務課
(担当者名) (内線：)
電 話：
F A X：
e-mail：

文 書 番 号
年 月 日

（第三者利害関係人） 様

自動車検査独立行政法人理事長 

保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第13条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定を行う際の参考とするため、同法第23条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。


記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	（課室名） （連絡先）
意見書の提出期限	年 月 日

<本件連絡先>
自動車検査独立行政法人総務部総務課
（担当者名）（内線： ）
電 話：
F A X：
e-mail：

文 書 番 号
年 月 日

（第三者利害関係人） 様

自動車検査独立行政法人理事長 

保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第13条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定を行う際の参考とするため、同法第23条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第23条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号、 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	(課室名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

<本件連絡先>
自動車検査独立行政法人総務部総務課
(担当者名) (内線:)
電 話:
F A X:
e-mail:

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

自動車検査独立行政法人理事長 殿

(ふりがな)

氏名又は名称

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<p><input type="checkbox"/>保有個人情報を開示されることについて支障がない。</p> <p><input type="checkbox"/>保有個人情報を開示されることについて支障がある。</p> <p>(1) 支障(不利益)がある部分</p> <p>(2) 支障(不利益)の具体的理由</p>
連絡先	

<標準様式第8号②>

(説明)

1 「開示に関する御意見」

保有個人情報を開示されることについて「支障がない」場合、「支障がある」場合のいずれか該当する口にレ点を記入してください。

また、「支障がある」を選択された場合には、(1)支障がある部分、(2)支障の具体的理由について記載してください。

2 「連絡先」

本意見書の内容について、内容の確認等をする場合がありますので、確実に連絡が取れる電話番号等を記載してください。


3 本件連絡先

本件の記載方法、内容等について不明な点がありましたら、次の連絡先に連絡してください。

自動車検査独立行政法人総務部総務課
(担当者名) (内線:)
電 話:
F A X:
e-mail:

文 書 番 号
年 月 日

(開示請求者) 様

自動車検査独立行政法人理事長 

保有個人情報開示決定等の期限の延長について (通知)

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第19条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。


記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>
自動車検査独立行政法人総務部総務課
（担当者名）（内線： ）
電 話：
F A X：
e-mail：

文 書 番 号
年 月 日

(開示請求者) 様

自動車検査独立行政法人理事長 

保有個人情報開示決定等の期限の特例規定の適用について (通知)

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第20条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第20条の規定(開示決定等の期限の特例)を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	(年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定する予定です。) 年 月 日

<本件連絡先>

自動車検査独立行政法人総務部総務課

(担当者名) (内線:)

電 話:

F A X:

e-mail:

文 書 番 号
年 月 日

(開示請求者) 様

自動車検査独立行政法人理事長 印

保有個人情報の開示をする旨の決定について (通知)

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

--

2 不開示とした部分とその理由

--

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、自動車検査独立行政法人理事長に対して審査請求（異議申立て）をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求（異議申立て）をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等（裏面（又は同封）の説明事項をお読みください。）

(1) 開示の実施の方法等
(2) 本部における開示を実施することができる日時、場所 期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。） 時間： 場所：
(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込み額）

<本件連絡先>
自動車検査独立行政法人総務部総務課
（担当者名）（内線： ）
電 話：
F A X：
e-mail：

<標準様式第11号②>

(説明)

1 「開示の実施の方法等」

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「保有個人情報開示実施申出書」により開示の実施の申出を行ってください。

開示の実施の方法は、通知書の4(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。

本部における開示の実施を選択される場合は、通知書の4(2)「本部における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、「本件連絡先」に記載した担当まで連絡してください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「保有個人情報開示実施申出書」は開示を受ける希望日の10日前には当方に届くように提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「保有個人情報開示実施申出書」によりその旨を申し出てください。なお、この場合は、別途、送付に要する費用負担が必要となります。

2 決定に対する不服申立て等

決定に不服がある場合には、行政不服審査法又は行政事件訴訟法により、審査請求(異議申立て)又は取消訴訟を提起することができます。これについて詳しくは、標準様式第11号①の「2 不開示とした部分とその理由」の「※」をお読みください。

3 開示の実施について

(1) 本部における開示の実施を選択され、その旨「保有個人情報開示実施申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、本部に来られる際に、本通知書をお持ちください。

(2) 写しの送付を希望された場合は、保有個人情報開示実施申出書に併せて、お知らせした送付に要する費用を郵便切手で送付してください。

4 本件連絡先

開示の実施方法等、不服申立ての方法等についてご不明な点がございましたら、本欄に記載した担当までお問い合わせください。

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

自動車検査独立行政法人理事長 殿

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL (_____) _____

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第24条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号：

日 付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	種類・量	実施の方法	
		(1) 閲覧	①全部 ②一部 ()
		(2) 複写したものの交付	①全部 ②一部 ()
		(3) その他 ()	①全部 ②一部 ()

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

4 「写しの送付」の希望の有無

〔 有 : 同封する郵便切手等の額 円
無 〕

<本件連絡先>

自動車検査独立行政法人総務部総務課

(担当者名) (内線:)


電 話:

F A X:

e-mail:

文 書 番 号
年 月 日

(反対意見書を提出した第三者) 様

自動車検査独立行政法人理事長 

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について (通知)

(あなた、貴社等) から 年 月 日付で「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第59号) 第23条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法 (昭和37年法律第160号) の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、自動車検査独立行政法人理事長に対して審査請求 (異議申立て) をすることができます (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求 (異議申立て) をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法 (昭和37年法律第139号) の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として (訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

<本件連絡先>

自動車検査独立行政法人総務部総務課
(担当者名) (内線:)
電 話:
F A X:
e-mail:

文 書 番 号
年 月 日

(開示請求者) 様

自動車検査独立行政法人理事長 印

保有個人情報の開示をしない旨の決定について (通知)

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第18条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、自動車検査独立行政法人理事長に対して審査請求(異議申立て)をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求(異議申立て)をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

<本件連絡先>
自動車検査独立行政法人総務部総務課
(担当者名) (内線:)
電 話:
F A X:
e-mail:

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

自動車検査独立行政法人理事長 殿

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL (_____) _____

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第28条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： _____ 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）

<標準様式第15号②>

(説明)

1 「氏名」「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により訂正決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入してください。

また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人による訂正請求の場合には、法定代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。

2 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

3①～③に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載してください。なお、本法により保有個人情報の訂正請求ができるのは次に掲げるものです。

- ① 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第27条第1号）
- ② 法第22条第1項の規定により事案が移送された場合において、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第21条第3項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第27条第2号）
- ③ 開示決定に係る保有個人情報であって、法第25条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第27条第3号）

4. 「訂正請求の趣旨及び理由」

(1) 訂正請求の趣旨

どのような訂正を求めるかについて簡潔に記載してください。

(2) 訂正請求の理由

訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5. 訂正請求の期限について

訂正請求は、法第27条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。

6. 本人確認書類等

(1) 窓口来所による訂正請求の場合

窓口に来所して訂正請求をする場合、本人確認のため、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第14条が規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、住民基本台帳カード、在留カード又は特別永住者証明書（これらの書類とみなされる外国人登録証明書）等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提出ができない場合は、訂正請求窓口事前に相談してください。

(2) 送付による訂正請求の場合

保有個人情報訂正請求書を送付して保有個人情報の訂正請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し(ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り、)を提出してください。なお、住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、訂正請求窓口事前に相談してください。

(3) 法定代理人による訂正請求の場合

「本人の状況等」欄は、法定代理人による訂正請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。

法定代理人が訂正請求をする場合には、法定代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類(ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り、)を提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。

文 書 番 号
年 月 日

(他の独立行政法人等) 殿

自動車検査独立行政法人理事長

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第33条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者名等	氏 名 : 住所又は居所 : 連絡先 : (法定代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____)
添付資料等	・ 訂正請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	(複数の行政機関の長、他の独立行政法人等に移送する場合には、その旨)

＜本件連絡先＞
自動車検査独立行政法人総務部総務課
(担当者名) (内線 :)
電 話 :
F A X :
e-mail :

文 書 番 号
年 月 日

(行政機関の長) 殿

自動車検査独立行政法人理事長

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第34条第1項の規定により、下記のとおり移送します。


記

訂正請求に係る保有個人情報 の名称等	
訂正請求者名等	氏 名 : 住所又は居所 : 連絡先 : (法定代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____)
添付資料等	・ 訂正請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	(複数の行政機関の長、他の独立行政法人等に移送する場合には、その旨)

<本件連絡先>
自動車検査独立行政法人総務部総務課
(担当者名) (内線 :)
電 話 :
F A X :
e-mail :

文 書 番 号
年 月 日

（訂正請求者） 様

自動車検査独立行政法人理事長 

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第33条1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の独立行政法人等において行われます。


記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の独立行政法人等	(独立行政法人等) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
備考	

<本件連絡先>
自動車検査独立行政法人総務部総務課
(担当者名) (内線：)
電 話：
F A X：
e-mail：

文 書 番 号
年 月 日

（訂正請求者） 様

自動車検査独立行政法人理事長 

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第34条1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）に基づき、下記の移送先の行政機関において行われます。


記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長	(行政機関の長) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
備考	

<本件連絡先>
自動車検査独立行政法人総務部総務課
(担当者名) (内線：)
電 話：
F A X：
e-mail：

文 書 番 号
年 月 日

(訂正請求者) 様

自動車検査独立行政法人理事長 

保有個人情報訂正決定等の期限の延長について (通知)

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第59号) 第31条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日 (訂正決定等期限 年 月 日)
延長の理由	

<本件連絡先>
自動車検査独立行政法人総務部総務課
(担当者名) (内線:)
電 話:
F A X:
e-mail:

文 書 番 号
年 月 日

(訂正請求者) 様

自動車検査独立行政法人理事長 印

保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用について (通知)

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第32条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。


記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第32条の規定(訂正決定等の期限の特例)を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>
自動車検査独立行政法人総務部総務課
(担当者名) (内線:)
電 話:
F A X:
e-mail:

文 書 番 号
年 月 日

(訂正請求者) 様

自動車検査独立行政法人理事長 

保有個人情報の訂正をする旨の決定について (通知)

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第59号) 第30条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法 (昭和37年法律第160号) の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、自動車検査独立行政法人理事長に対して審査請求 (異議申立て) をすることができます (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求 (異議申立て) をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法 (昭和37年法律第139号) の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として (訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

<本件連絡先>
自動車検査独立行政法人総務部総務課
(担当者名) (内線:)
電 話:
F A X:
e-mail:

(他の独立行政法人等) 殿

自動車検査独立行政法人理事長

提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定について (通知)

(他の独立行政法人等) に提供している下記の保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第59号) 第29条の規定により訂正を実施しましたので、同法第35条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報の特定 するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容 及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

<本件連絡先>
自動車検査独立行政法人総務部総務課
(担当者名) (内線 :)
電 話 :
F A X :
e-mail :

(訂正請求者) 様

自動車検査独立行政法人理事長 印

保有個人情報の訂正をしない旨の決定について (通知)

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第59号) 第30条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法 (昭和37年法律第160号) の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、自動車検査独立行政法人理事長に対して審査請求 (異議申立て) をすることができます (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求 (異議申立て) をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法 (昭和37年法律第139号) の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として (訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

<本件連絡先>

自動車検査独立行政法人総務部総務課

(担当者名) (内線:)

電 話:

F A X:

e-mail:

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

自動車検査独立行政法人理事長 殿

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL (_____) _____

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第37条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等	開示決定通知書の文書番号： _____、日付：○年○月○日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 _____
請求に係る趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____ 年 _____ 月 _____ 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）

<標準様式第25号②>

(説明)

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により利用停止決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入してください。

また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人による開示請求の場合には、法定代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。

2 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

3①～③に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称等を記載してください。なお、本法により保有個人情報の利用停止訂正請求ができるのは次に掲げるものです。

- ① 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第27条第1号）
- ② 法第22条第1項の規定により事案が移送された場合において、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第21条第3項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第27条第2号）
- ③ 開示決定に係る保有個人情報であって、法第25条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第27条第3号）。

4 「利用停止請求の趣旨及び理由」

(1) 利用停止請求の趣旨

「利用停止請求の趣旨」は、「第1号該当」、「第2号該当」のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

ア 「第1号該当」には、第3条第2項の規定（個人情報の保有制限）に違反して保有されているとき、第5条の規定（適正な取得）に違反して取得されたものであるとき、又は第9条第1項及び第2項の規定（目的外利用制限）に違反して利用されていると考えるときに、□にレ点を記入してください。また、「利用の停止」又は「消去」のいずれかにレ点を記入してください。

イ 「第2号該当」には、第9条第1項及び第2項の規定（目的外提供制限）に違反して行政機関等に提供されていると考えるときに、□にレ点を記入してください。

(2) 利用停止請求の理由

「利用停止請求の理由」は、訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5. 利用停止請求の期限について

利用停止請求は、法第36条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日

以内になければならないこととなっています。

6. 本人確認書類等

(1) 窓口来所による利用停止請求の場合

窓口に来所して利用停止請求をする場合、本人確認のため、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第14条が規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、住民基本台帳カード、在留カード又は特別永住者証明書（これらの書類とみなされる外国人登録証明書）等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提出ができない場合は、利用停止請求窓口に事前に相談してください。

(2) 送付による利用停止請求の場合

保有個人情報利用停止請求書を送付して保有個人情報の利用停止請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を提出してください。なお、住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、利用停止請求窓口に事前に相談してください。


(3) 法定代理人による利用停止請求の場合

「本人の状況等」欄は、法定代理人による利用停止請求の場合に記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。

法定代理人が利用停止請求をする場合には、法定代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。

文 書 番 号
年 月 日

(利用停止請求者) 様

自動車検査独立行政法人理事長 

保有個人情報利用停止決定等の期限の延長について（通知）書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第40条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。


記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>
自動車検査独立行政法人総務部総務課
（担当者名）（内線： ）
電 話：
F A X：
e-mail：

文 書 番 号
年 月 日

(利用停止請求者) 様

自動車検査独立行政法人理事長 

保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第41条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。


記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第41条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>
自動車検査独立行政法人総務部総務課
（担当者名）（内線： ）
電 話：
F A X：
e-mail：

文 書 番 号
年 月 日

(利用停止請求者) 様

自動車検査独立行政法人理事長 

保有個人情報の利用停止をする旨の決定について (通知)

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第59号) 第39条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)


※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法 (昭和37年法律第160号) の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、自動車検査独立行政法人理事長に対して審査請求 (異議申立て) をすることができます (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求 (異議申立て) をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法 (昭和37年法律第139号) の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として (訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

<本件連絡先>
自動車検査独立行政法人総務部総務課
(担当者名) (内線:)
電 話:
F A X:
e-mail:

文 書 番 号
年 月 日

(利用停止請求者) 殿

自動車検査独立行政法人理事長 

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について (通知)

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第59号) 第39条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法 (昭和37年法律第160号) の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、自動車検査独立行政法人理事長に対して審査請求 (異議申立て) をすることができます (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求 (異議申立て) をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法 (昭和37年法律第139号) の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として (訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)


<本件連絡先>
自動車検査独立行政法人総務部総務課
(担当者名) (内線:)
電 話:
F A X:
e-mail:

<標準様式第30号①> 諮問書（開示決定等）

諮 問 書

文 書 番 号
年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会 殿

自動車検査独立行政法人理事長 

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第18条の規定に基づく開示決定等について、別紙のとおり、不服申立てがあったので、同法第42条の規定により諮問します。

<標準様式第30号②> 諮問書（開示決定等）（別紙）

（別紙）


<p>1 不服申立てに係る保有 個人情報の名称等</p>	
<p>2 不服申立てに係る開示 決定等</p> <p>（開示決定等の種類）</p> <p><input type="checkbox"/>開示決定</p> <p><input type="checkbox"/>一部開示決定 （該当不開示条項）</p> <p><input type="checkbox"/>不開示決定 （該当不開示条項）</p>	<p>（1） 開示決定等の日付、記号番号</p> <p>（2） 開示決定等をした者</p> <p>（3） 開示決定等の概要</p>
<p>3 不服申立て （不服申立ての種類）</p> <p><input type="checkbox"/>審査請求</p> <p><input type="checkbox"/>異議申立て</p>	<p>（1） 不服申立日</p> <p>（2） 不服申立人</p> <p>（3） 不服申立ての趣旨</p>
<p>4 諮問の理由</p>	
<p>5 参加人等</p>	
<p>6 添付書類等</p>	<p>① 保有個人情報開示請求書（写し）</p> <p>② 保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）（写し）又 は保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）（写し）</p> <p>③ 不服申立書（写し）</p> <p>④ 理由説明書</p> <p>⑤ 開示の実施を行った保有個人情報</p> <p>⑥ その他参考資料</p>
<p>7 諮問庁担当課、担当者名 電話、住所等</p>	

<標準様式第31号①> 諮問書（訂正決定等）

諮 問 書

文 書 番 号
年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会 殿

自動車検査独立行政法人理事長 

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第30条の規定に基づく訂正決定等について、別紙のとおり、不服申立てがあったので、同法第42条の規定により諮問します。

<標準様式第31号②> 諮問書（訂正決定等）（別紙）

（別紙）


1 不服申立てに係る保有 個人情報の名称等	
2 不服申立てに係る訂正 決定等 (訂正決定等の種類) <input type="checkbox"/> 訂正決定 <input type="checkbox"/> 不訂正決定	(1) 訂正決定等の日付、記号番号 (2) 訂正決定等をした者 (3) 訂正決定等の概要
3 不服申立て (不服申立ての種類) <input type="checkbox"/> 審査請求 <input type="checkbox"/> 異議申立て	(1) 不服申立日 (2) 不服申立人 (3) 不服申立ての趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報訂正請求書（写し） ② 保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）（写し）又 は保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）（写し） ③ 不服申立書（写し） ④ 理由説明書 ⑤ その他参考資料
7 諮問庁担当課、担当者名 電話、住所等	

<標準様式第32号①> 諮問書（利用停止決定等）

諮 問 書

文 書 番 号
年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会 殿

自動車検査独立行政法人理事長 

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第39条の規定に基づく利用停止決定等について、別紙のとおり、不服申立てがあったので、同法第42条の規定により諮問します。

<標準様式第32号②> 諮問書（利用停止決定等）（別紙）


（別紙）

1 不服申立てに係る保有 個人情報の名称等	
2 不服申立てに係る利用 停止決定等 (利用停止決定等の種類) <input type="checkbox"/> 利用停止決定 <input type="checkbox"/> 不利用停止決定	(1) 利用停止決定等の日付、記号番号 (2) 利用停止決定等をした者 (3) 利用停止決定等の概要
3 不服申立て (不服申立ての種類) <input type="checkbox"/> 審査請求 <input type="checkbox"/> 異議申立て	(1) 不服申立日 (2) 不服申立人 (3) 不服申立ての趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報利用停止請求書（写し） ② 保有個人情報の利用停止をする旨の決定について（通知）（写し） 又は保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について（通知）（写し） ③ 不服申立書（写し） ④ 理由説明書 ⑤ その他参考資料
7 諮問庁担当課、担当者名 電話、住所等	

情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（通知）

文 書 番 号
年 月 日

（不服申立人等） 様

自動車検査独立行政法人理事長 

年 月 日付けの当法人理事長に対する不服申立てについて、下記のとおり情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第43条の規定により通知します。

記

不服申立てに係る保有個人情報の名称等	
不服申立てに係る開示決定等	
不服申立て <input type="checkbox"/> 審査請求 <input type="checkbox"/> 異議申立て	(1) 不服申立日 (2) 不服申立ての趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日・平 諮問 号

<本件連絡先>

自動車検査独立行政法人総務部総務課

（担当者名）（内線： ）

電 話：

F A X：

e-mail：

注1 「不服申立てに係る開示決定等」の欄については、開示決定等の日付・記号番号、開示決定等した者、開示決定等の種類（開示決定等、不開示決定等）を記載する。

2 「不服申立て」の欄については、該当する口にチェックをする。

3 「諮問日・諮問番号」の欄は、情報公開・個人情報保護審査会が付す番号である。

<標準様式第34号> 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		
独立行政法人等の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第2条第4項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第2条第4項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第9条に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備 考		